

## お知らせ

### 「自己申告制度」に係る NACCS での輸入申告時における留意点

「自己申告制度」利用の手引きに記載のとおり、自己申告制度を利用した NACCS での輸入申告の際には、識別コードのほか、記事（税関）欄等に以下の入力をお願いいたします。

	入力内容	備考
文書による事前教示を取得している場合	輸入（納税）申告書の事前教示欄に <b>事前教示番号</b> を入力	※原産品である事を明らかにする書類（明細書等）の提出を省略する際に入力ください。
インボイス等の通関関係書類によって締約国内で完全に得られる一次産品と確認できる場合	輸入（納税）申告書の記事（税関）欄に「 <b>EPA WO</b> 」と記載	※明細書等の提出を省略する際に入力ください。

#### <Q&A>

Q. 輸入申告書の記事（税関）欄等に入力漏れや誤りがあった場合、罰則が適用されることや特恵否認等がされることがありますか。

A. 上記記事（税関）欄等への入力については、通関手続の円滑化や自己申告制度利用の利用状況の把握の観点から入力をお願いするものであり、記事（税関）欄等に入力漏れや誤りがあることをもって、罰則が適用されることや特恵否認等がされることはありません。